

出入

国在 留管

理庁

公表 情報

各種 在留 手続 支援 相談

窓 \square • 情報 関係 法令 入管 政 策•

調 達• 採用

統計 情報

外国人生活支援ポータルサイト 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

第四次出入国管理政策懇談会第25回会合:議事概 要

1 日 時	平成17年4月28日(木)午後2時~午後4時
2 場 所	法曹会館2階「高砂の間」
3 出席者	(敬称略)

) 第 4 次出入国管理政策懇談会 (1

楠川絢一(座長)、多賀谷一照、高橋 進、須賀恭孝、グレゴリー・・

日本語 寺田範雄、中谷 巌、目黒依子 ページトップ

(2) 法務省入国管理局

三浦入国管理局長、蒲原官房審議官、高宅入国在留課長、上原警備課長、三好登録管理官、沖参事官、大島難民認定室長、神下出入国情報管理室長、山中入国管理企画官

4 会議経過

平成17年3月29日に策定された第3次出入国管理基本計画に盛り込まれた事項、同計画には盛り込まれていないが更に検討すべき事項等について、意見交換が行われた。また、現在、国会に提出されている刑法等の一部を改正する法律案のうち入管法改正部分について、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

(1) 第3次出入国管理基本計画について

- 専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについても検討していくこととしている点で評価、寛容な姿勢を示していると思われる点は評価できる。○ 外国人の受入れの客観的な基準を設けることが重要であり、オーストラリアや
 - 外国人の受入れの客観的な基準を設けることが重要であり、オーストラリアや カナダで採用されているポイント制の導入についても検討すべきである。
 - 〇 労働力人口の減少への対応として、女性、高齢者の就労機会の拡大策は不可欠であるが、これで充分ということはない。外国人労働者を量的に確保するという事は不適切であるが、一定の外国人労働者の受入れは選択肢になる。
 - O 人口減少時代においては、生産性の向上が重要であり、これに資す^デ 分野の外国人労働者の受入れは重要であるが、専門的、技術的^{ページトップ}

0	在留特別許可については事例の公表が行われているが、絶対的なものではないにしても、判断基準的なものを示すべきである。
0	外国人労働者の受入れ問題は、我が国の将来像に関わる問題であり、充分な議 論を行いつつ、どのように国民のコンセンサスをとっていくのかが課題である。
0	日本社会は同質性が高いので、外国人が多数在留する場合における社会への影響等について、受入体制の在り方も含めて考えるべきである。
	については、日本の活力を維持するという観点から、常にその見直しを図ってい くことが必要である。

(2) 刑法等の一部を改正する法律案のうち入管法の改正部分について

一部のNGOからは充分ではないとの指摘もあるが、今回の改正は国際的視点からも良かったと評価できる。今後はこれをベースにして、必要に応じて、速やかに内容を見直していくことが必要である。

(文責 法務省入国管理局)

ページトップ

0

出入国在留管理庁 紹介

出入国在留管理庁の 概要

地方出入国在留管理 官署

庁舎の移転・整理統合

情報発信

日本に入国された外 国人のみなさまへ〜 新規入国者向けガイ ダンスページ〜

公表情報

プレスリリース

更新情報

各種公表資料

その他の公表情報

各種手続

手続の種類から探す

在留資格から探す

Q&A

情報公開

個人情報保護

公文書管理

在留支援

外国人生活支援ポー タルサイト

外国人在留支援セン ター(FRESC/フレ スク)

ページトップ

相談窓口・情報受

外国人在留総合イン フォメーションセン ター等

ワンストップ型相談 センター

外国人在留支援セン ター(FRESC/フレ スク)における相談

外国人との共生施策 に係る御意見・御要 望(御意見箱)

パブリック・コメン

入管法違反者に関す る情報提供

職員等の違法又は不 適正と思われる行為 に関する情報提供

セクハラ事案につい ての通報・相談

公益通報

関係法令 入管政策•統計

関係法令

国会提出法案

最近の入管法改正

調達・採用情報

入管政策・白書

調達情報

特定技能制度

採用案内

外国人との共生施策

統計

パブリックコメント



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞 が関1-1-1 中央合同庁舎6号館 TEL03-3580-4111 (法務省代表) (法人番号:7000012030004)



外国人在留支援センタ - (FRESC)

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー13階 TEL0570-011000(代表) ※出入(帰)国記録、外国人登 録原票等の開示請求についての お問合せはこちら

日本語

ム管理室出入国情報

開示係 TEL03-5363-3005

サ<u>イト</u> リンク・著作 マップ 権等について

出入 (帰) 国記録に係 る開示請求について

ページトップ

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights reserved.

ページトップ

日本語